

指定喫煙場所整備指針の改定及び整備の考え方について

(付議の要旨)

指定喫煙場所の設置について、設置対象エリアや設置対象地を拡大すること、喫煙場所の仕様について新たな考えを整備するため、「世田谷区指定喫煙場所整備指針」を改定する。また、三軒茶屋については、改定後の同指針を適用し、指定喫煙場所の廃止及び設置を行う。

1 主旨

区では、平成30年度より世田谷区環境美化に関する条例に基づき、事業者を中心に指定喫煙場所等を整備してきた。また、行政としても対応するため、「世田谷区指定喫煙場所整備指針」（以下、「指針」という。）を策定し、公有地を中心に随時整備を進めてきた。

しかし、整備可能な適地が少ない状況にあり、この度、課題があるエリアに対して、喫煙場所の設置を進めていくため、喫煙場所の計画的な整備、民有地の活用を含めた整備手法、喫煙場所の整備仕様等を再検討し、指針を改定する。なお、これまで通り、整備にあたっては事業者中心で進めていくこととする。

2 指定喫煙場所の現状と課題

(1) 現状【別紙1-1、別紙1-2、別紙2】

- 区設置による指定喫煙場所 27か所
- 設置費助成により民間が設置した指定喫煙場所 15か所 計42か所

- ・広域生活・文化拠点、指定喫煙場所が複数設置されているものの、美化指導員による指導件数、区民の声、電話・窓口対応が特に多い状況である。
- ・また、平成30年度より設置を進めているコンテナ型及びトレーラー型（5か所）は煙や臭いが外に漏れにくいため好評である。

(2) 課題

①整備すべき場所の再考

指針に位置付けのない駅周辺において、指導件数や苦情が多い場所もあるため、整備すべき場所を再考する必要がある。

②民有地の活用

これまで指針で整備を位置付けてきた「広域生活・文化拠点」及び「地域生活拠点」においては公有地での設置に限界があり、また狭小な店舗も多いことから喫煙場所の整備が進まず、民有地を検討対象に含める必要がある。

③喫煙場所の整備仕様の追記

喫煙場所の整備仕様については、煙や臭いに関する苦情が多いパーティション型よりもコンテナ型及びトレーラー型の設置を優先して進める必要がある。

3 指針の改定

以上の課題を踏まえ、指針を別紙3のとおり改定する。

(1) 喫煙場所の計画的整備

美化指導員の指導件数、苦情、充足状況を鑑みて、「広域生活・文化拠点」、「地域生活拠点」のみならず、対象を全駅に拡大する。重点的に整備すべき指定喫煙場所の優先順位や整備手法については、今後、美化指導員の指導件数、苦情や充足状況等を参考に検討していく。

(2) 民有地の活用

これまでの指針では公有地から重点的に整備していくこととしていたが、特に「広域生活・文化拠点」で美化指導員の指導件数等が著しく多いため、公有地にて適切な設置場所が確保できない場所は、あくまで暫定的な対応として、民有地も含め整備することができるものとする。

(3) 喫煙場所の整備仕様

パーテーション型喫煙場所は、煙や臭いの苦情が非常に多く、また新規設置の際、近隣住民からの懸念の声も非常に多いことから、煙や臭いが外に漏れにくい集塵機を備え付けたコンテナ型やトレーラー型等の閉鎖型喫煙場所の仕様を中心に整備していく。収容人数は8名程度となるが、足跡マークを付けるなど順番待ちをする環境を整える。

《参考・喫煙場所設置に伴う金額比較（見積金額）》

・コンテナ型を建築設置した場合	32,000千円
・トレーラー型の車両を設置した場合	7,800千円
・民間駐車場を賃貸した場合	3,000千円
	(4,000円/1日×365日×2台)
・喫煙場所を移転した場合	2,000千円

4 直近5年間における指定喫煙場所設置の考え方

(1) 具体的な整備箇所

直近5年間での整備の優先順位は、三軒茶屋、下北沢とする。

(2) 整備手法

煙や臭いが外に漏れないコンテナ型を中心に整備していく。なお、整備にあたっては、東京都の喫煙場所設置の補助金(令和6年度までの補助、補助率1/2、上限500万円。)を活用する。

5 当面の優先整備について

- (1) 三軒茶屋駅周辺は、指定喫煙場所を複数整備済みであるが、三茶パティオのパーテーション型の喫煙場所は、喫煙者があふれることが多く、喫煙場所の整備は急務である。駅周辺の公有地にて喫煙場所を模索しているものの、適地が見つからない状況である。民間に対する補助による整備とあわせて、暫定的な対応として令和5年度より民有地を活用した喫煙場所の整備を検討し、町会・商店街等と調整のうえ令和6年度に整備する。なお、三茶パティオのパーテーション型の喫煙場所は、民有地を活用した喫煙場所の整備後廃止する。また、将来的には、三軒茶屋駅周辺の街づくりの整備状況を踏まえながら設置場所の確保を進めていく。

【喫煙場所の周辺状況】

- ・三軒茶屋交番脇スペースへ閉鎖型の喫煙場所の設置を検討したが、地元の理解が得られず設置に至らなかった。
 - ・キャロットタワー1階の喫煙場所があるが、テナント専用である。
 - ・東急世田谷線三軒茶屋駅改札口付近の八角堂は、周辺への煙の影響が大きかったため廃止し、現在の三茶パティオの喫煙場所に移設した経緯がある。
- (2) 下北沢のパーテーション型喫煙場所は、J Tより寄贈を受け平成30年度より区が管理してきたが、利用者が喫煙場所内に収まり切れず喫煙場所外で喫煙をする方が絶えず、マナー向上の啓発活動を行うとともに令和3年度にトレーラー型喫煙場所の増設及び民間助成によるミカン下北沢への整備を行った。今後の駅前広場工事状況により、令和6年度に現在の喫煙場所を移設し、令和7年度に元の場所へ戻す予定である。令和8年度以降は、駅周辺の整備状況を踏まえながら検討していく。

6 計画的な整備について

- (1) 地域生活拠点である用賀、祖師ヶ谷大蔵、梅ヶ丘、地域生活拠点ではないが、苦情等が多く喫煙場所が充足していない千歳船橋、桜新町、東松原については、美化指導員の指導件数、苦情や充足状況を踏まえ、今後検討していく。
- (2) また、地域の実情を踏まえ、総合支所と情報共有や協議をしながら、喫煙場所の整備や優先順位について、今後検討していく。

7 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月19日 区民生活常任委員会報告（指針改定について）
 令和5年 1月 指針改定
 新たな指針に基づく喫煙場所の整備検討開始

世田谷区指定喫煙場所一覧

別紙 1 - 2

区設置による指定喫煙場所（27箇所）

No	名 称	形 態	設置時期		備 考
1	三軒茶屋	パーテーション	既存		
2	経堂駅	コンテナ型		R 元年度新設	
3	世田谷公園	植栽		H30 年度新設	
4	下北沢駅東口（仮設）	パーテーション		H30 年度新設	R2 移設
5	二子玉川駅前玉川通り沿い	パーテーション	既存		
6	二子玉川駅南側	パーテーション	既存		
7	二子玉川東第二地区	パーテーション	既存		
8	玉川野毛町公園	植栽		H30 年度新設	
9	自由が丘駅南口（九品仏川緑道）	パーテーション	既存	植栽から改修	R2 改修
10	千歳温水プール	ロープで区画	既存		
11	総合運動場プール棟西側 2 階バルコニー	扉の外	既存		
12	総合運動場プール棟東側 1 階通路上	線で区画	既存		
13	総合運動場体育館地下 1 階ドライエリア	扉の外	既存		
14	総合運動場野球場西側通路上	線で区画	既存		
15	総合運動場テニスコート横	パーテーション		H30 年度新設	R2 改修
16	大蔵第二運動場体育館テニスコート通路横	扉の外	既存		R2 移設
17	大蔵第二運動場ゴルフ練習場 2 階階段付近	喫煙室	既存		
18	大蔵第二運動場プール棟 2 階テラス席	扉の外	既存		プール営業期間のみ
19	喜多見駅北口	コンテナ型		R 元年度新設	
20	二子玉川緑地運動場第一駐車場付近	チェーンで区画		H30 年度新設	
21	二子玉川緑地運動場渡河橋付近	チェーンで区画		H30 年度新設	R 元年移設
22	二子玉川緑地運動場球技場横	チェーンで区画		H30 年度新設	
23	祖師谷公園	パーテーション	既存		都立公園
24	烏山区民センター	パーテーション		H30 年度新設	
25	八幡山駅（松沢病院）	コンテナ型		H30 年度新設	R2 改修
26	下北沢トレーラー型指定喫煙場所（1 号）※仮称	トレーラー型		R3 年度新設	
27	下北沢トレーラー型指定喫煙場所（2 号）※仮称	トレーラー型		R3 年度新設	

世田谷区指定喫煙場所一覧

民間設置（補助金活用）による指定喫煙場所（１５箇所）

No	名 称	形 態	設置時期		備 考
1	ファミリーマート三軒茶屋店	喫煙室		H30 年度新設	
2	ファミリーマート松陰神社前店	喫煙室		R 元年度新設	
3	ファミリーマート深沢店	喫煙室		R 元年度新設	
4	ファミリーマート若林店	喫煙室		R 元年度新設	
5	棚網商店（桜）	パーテーション		R 元年度新設	たばこ店
6	石川屋鈴木商店（等々力）	パーテーション		R 元年度新設	たばこ店
7	ヒノマルパチンコ用賀店 1 階	喫煙室		R 元年度新設	
8	ヒノマルパチンコ用賀店 2 階	喫煙室		R 元年度新設	
9	ヒノマルパチンコ駒沢店	喫煙室		R 元年度新設	
10	ファミリーマート用賀の杜店	喫煙室		R2 年度新設	
11	メガガイア明大前 1 階	喫煙室		R2 年度新設	
12	メガガイア明大前 2 階	喫煙室		R2 年度新設	
13	メガガイア明大前 3 階	喫煙室		R2 年度新設	
14	ミカン下北沢	喫煙室		R3 年度新設	
15	ポプラ新代田店	喫煙室		R3 年度新設	

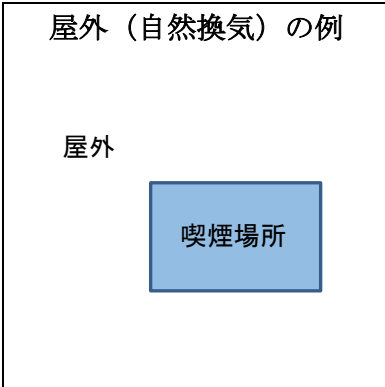
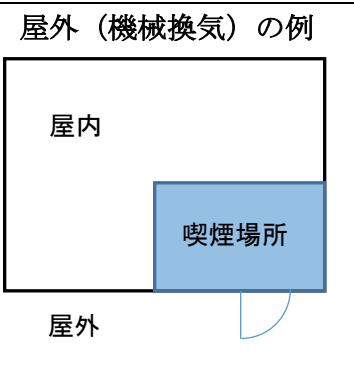
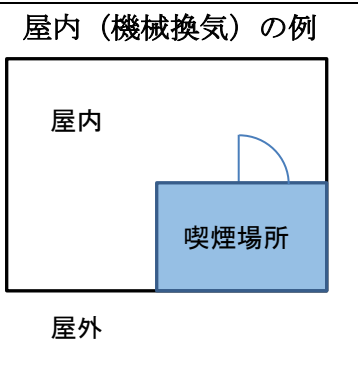
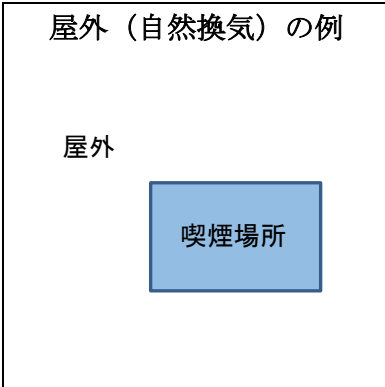
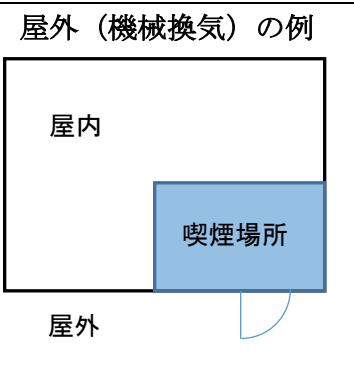
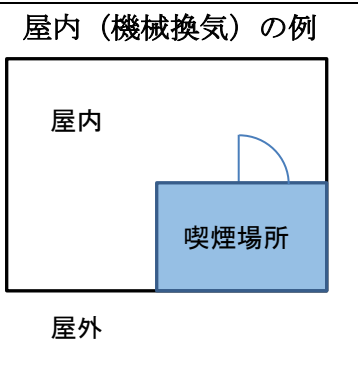
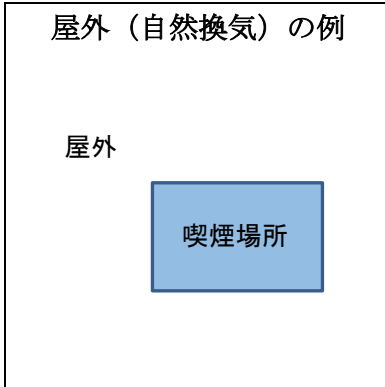
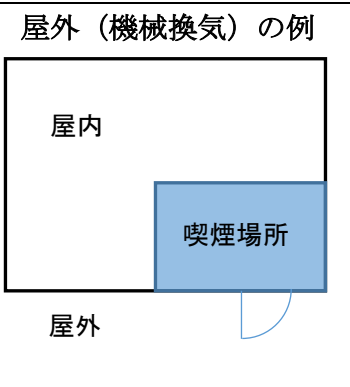
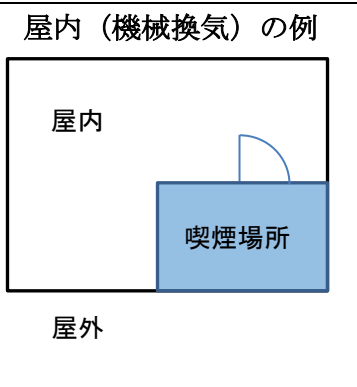
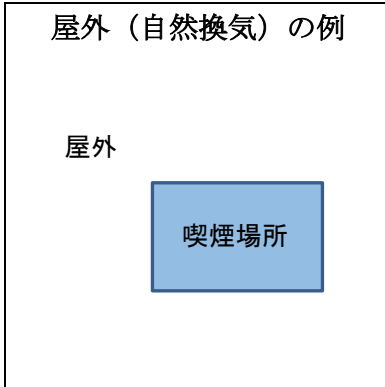
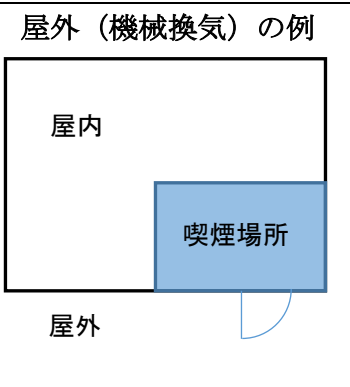
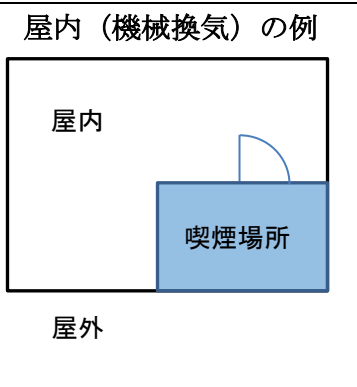
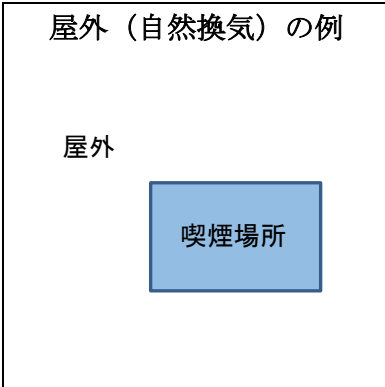
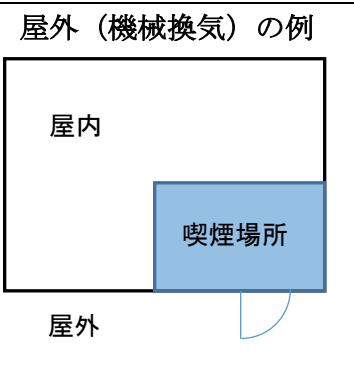
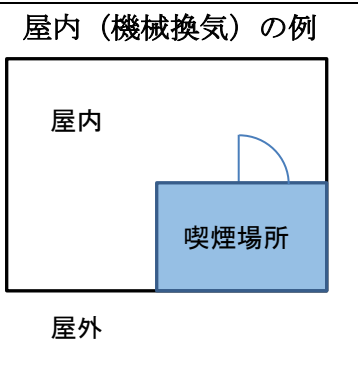
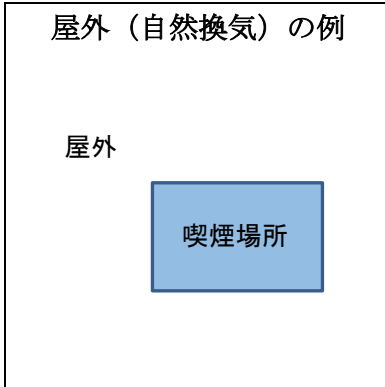
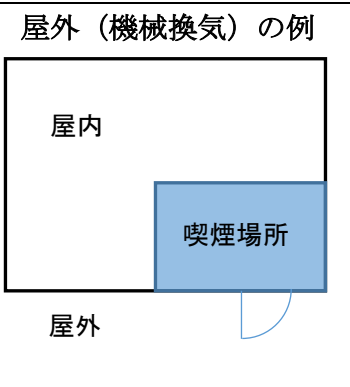
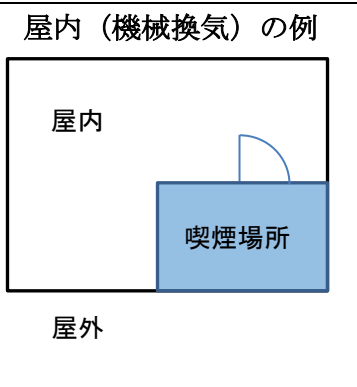
区民の声等集計

別紙 2

美化指導員		
1	下北沢周辺	741
2	三軒茶屋周辺	225
3	東松原	159
4	用賀	158
5	桜新町	124
6	明大前	100
7	千歳烏山	80
8	二子玉川	75
9	千歳船橋	68
10	下高井戸	66
-	その他地域	514
	合計	2310

区民の声		
1	下北沢周辺	23
2	三軒茶屋周辺	21
3	祖師谷大蔵周辺	15
4	豪徳寺周辺	10
5	二子玉川周辺	6
6	千歳船橋周辺	5
6	自由が丘周辺	5
8	千歳烏山周辺	3
8	八幡山周辺	3
8	経堂周辺	3
-	その他地域	22
-	地域指定なし又は一般的な苦情	32
	合計	148

電話・窓口		
1	三軒茶屋周辺	21
2	下北沢周辺	16
3	桜新町	14
3	等々力	14
3	千歳烏山	14
6	二子玉川	13
6	用賀	13
8	駒沢大学	10
9	成城学園	8
10	自由が丘	7
10	経堂	7
-	その他地域	39
-	地域指定なし又は一般的な苦情	73
	合計	249

改正案	現行												
世田谷区指定喫煙場所整備指針	世田谷区指定喫煙場所整備指針												
29世環計第409号平成30年3月26日 30世環計第538号平成31年3月29日 31世環計第537号令和2年3月23日 2世環計第286号令和3年3月29日 3世環計第94号令和3年5月24日 4世環保第 号令和5年月日	29世環計第409号平成30年3月26日 30世環計第538号平成31年3月29日 31世環計第537号令和2年3月23日 2世環計第286号令和3年3月29日 3世環計第94号令和3年5月24日												
1 基本的考え方 世田谷区たばこルールにより、喫煙する人とならない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指す一環として、指定喫煙場所整備指針を策定する。 指針に基づき、区自ら整備を進めるとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定する。 また、民間による整備に対して補助を行い、国、都等の補助制度も活用しながら喫煙場所整備の促進を図る。	1 基本的考え方 世田谷区たばこルールにより、喫煙する人とならない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指す一環として、指定喫煙場所整備指針を策定する。 指針に基づき、区自ら整備を進めるとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定する。 また、民間による整備に対して補助を行い、国、都等の補助制度も活用しながら喫煙場所整備の促進を図る。												
2 指針の内容 (1) 区による指定喫煙場所整備は、世田谷区基本計画で定める「広域生活・文化拠点」及び「地域生活拠点」等における駅周辺の道路、公園等の公有地から計画的に重点整備する。なお、「広域生活・文化拠点」でかつ美化指導員の指導件数等が著しく多い地区については、民有地も含め整備することができる。 (2) 既に民間により設置されている喫煙場所のうち、指針に適合すると判断された場合、指定喫煙場所として指定することができる。 (3) 民間が喫煙場所を整備する場合は、指針に適合すると判断された場合、区は、整備費を補助することができる。 (4) 「広域生活・文化拠点」及び「地域生活拠点」以外の駅周辺においても、美化指導員の指導件数等を鑑みながら計画的に整備する。 (5) 新たに指定喫煙所を設置する際は、原則煙や臭いが外に漏れにくい閉鎖型喫煙場所の仕様にて整備する。	2 指針の内容 (1) 区による指定喫煙場所整備は、世田谷区基本計画で定める「広域生活・文化拠点」及び「地域生活拠点」等における駅周辺の道路、公園、区施設の敷地等の公有地から重点的に整備していく。 (2) 既に民間により設置されている喫煙場所のうち、指針に適合すると判断された場合、指定喫煙場所として指定することができる。 (3) 民間が喫煙場所を整備する場合は、指針に適合すると判断された場合、区は、整備費を補助することができる。												
3 指定喫煙場所の整備内容 屋外（自然換気）、屋外（機械換気）、屋内（機械換気）それぞれについて、別表のとおり定める。 (イメージ) <table><tr><td>屋外（自然換気）の例</td><td>屋外（機械換気）の例</td><td>屋内（機械換気）の例</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	屋外（自然換気）の例	屋外（機械換気）の例	屋内（機械換気）の例				3 指定喫煙場所の整備内容 屋外（自然換気）、屋外（機械換気）、屋内（機械換気）それぞれについて、別表のとおり定める。 (イメージ) <table><tr><td>屋外（自然換気）の例</td><td>屋外（機械換気）の例</td><td>屋内（機械換気）の例</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	屋外（自然換気）の例	屋外（機械換気）の例	屋内（機械換気）の例			
屋外（自然換気）の例	屋外（機械換気）の例	屋内（機械換気）の例											
													
屋外（自然換気）の例	屋外（機械換気）の例	屋内（機械換気）の例											
													
4 実施時期 平成30年4月1日	4 実施時期 平成30年4月1日												
5 その他 (1) 喫煙場所の整備にあたっては、必要に応じてたばこ製造事業者の協力を求めるものとする。 (2) 催し物等で道路・公園に臨時の喫煙場所としての指定を受けようとする者は、臨時指定喫煙場所に係る申請書（第1号様式）を区長に申請しなければならない。	5 その他 (1) 喫煙場所の整備にあたっては、必要に応じてたばこ製造事業者の協力を求めるものとする。 (2) 催し物等で道路・公園に臨時の喫煙場所としての指定を受けようとする者は、臨時指定喫煙場所に係る申請書（第1号様式）を区長に申請しなければならない。												

別表				別表			
種別 項目	屋外（自然換気）	屋外（機械換気）	屋内（機械換気）	種別 項目	屋外（自然換気）	屋外（機械換気）	屋内（機械換気）
形 態	屋根がないもの。	屋根があるもの。	出入口が屋内にのみ面しているもの。	形 態	屋根がないもの。	屋根があるもの。	出入口が屋内にのみ面しているもの。
設置場所	1 道路を通行する者及び公園を利用する者の主要動線から離れた場所であること。 2 学校、保育園、児童館等の施設及び世田谷区教育委員会が指定した通学路、病院等に配慮した場所であること。 3 車椅子使用者が利用することができる場所であること。ただし、近隣に車椅子で利用できる喫煙場所がある場合はこの限りではない。	車椅子使用者が利用することができる場所であること。ただし、近隣に車椅子で利用できる喫煙場所がある場合はこの限りではない。		設置場所	1 道路を通行する者及び公園を利用する者の主要動線から離れた場所であること。 2 学校、保育園、児童館等の施設及び世田谷区教育委員会が指定した通学路、病院等に配慮した場所であること。 3 車椅子使用者が利用することができる場所であること。ただし、近隣に車椅子で利用できる喫煙場所がある場合はこの限りではない。	車椅子使用者が利用することができる場所であること。ただし、近隣に車椅子で利用できる喫煙場所がある場合はこの限りではない。	
面 積	概ね9㎡以上であること。ただし、指針の目的を達成できると認められる場合は、9㎡未満とすることができる。	—		面 積	概ね9㎡以上であること。ただし、指針の目的を達成できると認められる場合は、9㎡未満とすることができる。	—	
開 口	—	出入口に扉等が設けられていること。		開 口	—	出入口に扉等が設けられていること。	
設 備	1 パネルフェンス等で喫煙場所が区切られ、たばこの煙が周辺に流れないよう配慮されていること（周囲に影響がないと認められる場合を除く）。	1 屋外に通じる給排気設備がつけられていること。 2 排気されたたばこの煙が、人の往来が多い区域、他の建物等の開口部に流入しないよう配慮されていること。	1 出入口及び給排気口以外に喫煙場所ではない区域に対する開口面がないこと。 2 直近の建物の出入口等における浮遊粉じん濃度が増加しないよう設計されていること。	設 備	1 パネルフェンス等で喫煙場所が区切られ、たばこの煙が周辺に流れないよう配慮されていること（周囲に影響がないと認められる場合を除く）。	1 屋外に通じる給排気設備がつけられていること。 2 排気されたたばこの煙が、人の往来が多い区域、他の建物等の開口部に流入しないよう配慮されていること。	1 出入口及び給排気口以外に喫煙場所ではない区域に対する開口面がないこと。 2 直近の建物の出入口等における浮遊粉じん濃度が増加しないよう設計されていること。
管 理	開放日は1日1回以上清掃し、清潔であるよう適切な管理を実施すること。			管 理	開放日は1日1回以上清掃し、清潔であるよう適切な管理を実施すること。		
その他	厚生労働省通知「屋外の分煙施設の技術的留意事項（平成30年11月9日付）」に準ずること。ただし、指針の目的を達成できると認められる場合を除く。			その他	厚生労働省通知「屋外の分煙施設の技術的留意事項（平成30年11月9日付）」に準ずること。ただし、指針の目的を達成できると認められる場合を除く。		